

意見書

平成 17 年 2 月 25 日

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
緊急通報機能等高度化委員会 御中

郵便番号 103-0015

住 所 とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

氏 名 そふとばんくびーびーかぶしがいしゃ  
ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう せん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス

郵便番号 105-7316

住 所 とうきょうとみなとくひがししんばし ちようめ ばん ごう  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 にっぽんてれこむかぶしがいしゃ  
日本テレコム株式会社

だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

メールアドレス

郵便番号 111-8016

住 所 とうきょうとみなとくだいばにちようめ ばん ごう  
東京都港区台場二丁目3番1号

氏 名 にほんてれこむ・あいでいーしーかぶしがいしゃ  
日本テレコム・アイディーシー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう かさい かずひこ  
代表取締役社長 笠井 和彦

メールアドレス

「IPネットワークにおける緊急通報等重要通信の確保方策」についての報告書案に対する意見の募集に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 1. 円滑な実施のために行うべき事項

緊急通報のシステムの構築には、通信事業者側の網改造費用、指令台との接続回線費用、指令台対応費用、位置情報送信システム費用が発生します。これ以外にも消防機関殿によっては、位置情報の受信用設備関連費用（位置情報の表示用パソコンおよび通信回線）が必要となる場合があります。

通信事業者は0 A B～J番号による固定電話サービスを行うには緊急通報機関との接続が義務化されている中、サービス開始時期が重要なため、消防機関殿の予算措置を待つことができず、通信事業者が上述のほとんどの費用を負担するケースが多くあります。（通報呼を受信するための指令台改修費用や位置情報の受信用設備は、各消防機関ごとに必要で、多大な初期及び月額費用が発生しています。）

上記状況を踏まえ、報告書案の「第4章 IPネットワークにおける緊急通報等重要通信の確保方策の円滑な実施のために行うべき事項」について、以下の記述を要望します。

- ・ 緊急通報受理機関と通信事業者との間の費用負担のあり方について、通信事業者の負担が適切なものとなるよう緊急通報受理機関の理解とご協力をいただくよう記載頂きたい。
- ・ 消防機関殿への位置情報提供に関する費用を通信事業者が負担している現状を踏まえ、2007年4月からの広域イーサネット整備を迅速に進めることでコスト負担の適正化が図られるものと考えますので、当該整備の早期導入のため完了期限を定めていただくことを要望します。
- ・ 当事者間での協議が円滑に行えるよう、必要に応じて総務省殿による調整等を行っていただけるよう希望いたします。

また、現状、消防機関殿との接続にあたっては、全国の消防本部と個別に協議及び契約を行っております。このため、例えば確認書記載内容に変更（窓口の変更等）があった場合、全ての消防本部殿への通知・調整を行う必要があるなど、通信事業者にとって運用上の大きな負担が発生いたします。したがって、今後の課題として、通信気通信事業者からの要望受付窓口の集約についても、併せて要望いたします。

## 2. 他のガイドラインとの整合性

今回検討いただいたガイドラインのほか、全国消防長会殿による中間的な検討結果と

して定められているガイドライン「IP電話による119番通報基本接続条件」があります。今後の混乱を避けるために各関係機関に対し今回のガイドラインを優先して取り扱うことを求めるよう記載頂きたいと考えます。

### 3. 今後の検討課題について

「第5章 今後の検討課題」のVoIPネットワークの相互接続への対応は、前章の4-4から4-7との関連として、「相互接続性確保」、「仕様の標準化」及び「相互接続性の確認の円滑な方策」の検討が必要と記述されているものと考えます。しかしながら、第5章の記載内容ではIP電話事業者間接続の全般に関する検討事項となり検討対象範囲が広がることから、当該報告書案の緊急通報等重要通信の確保との関連性が明確となるような記述としていただきたいと思います。

以上